

第2章 障がいのある人及びサービス提供体制の現状

1 障がいのある人の現状

本市における障がいのある人の数は合計 8,004 人で、障がい別には身体障がいのある人が 5,696 人（全体の 71.2%）、知的障がいのある人が 1,216 人（同 15.2%）、精神障がいのある人が 1,092 人（同 13.6%）となっています。

また、本市の総人口に占める障がいのある人の割合は、6.7%となっています。

総人口及び障がいのある人の状況 (平成 28 年度末現在の人数)

区分	総人口	障がいのある人総数	身体 (手帳所持者)	知的 (手帳所持者)	精神 (手帳所持者)
人数	119,194	8,004	5,696	1,216	1,092
比率	—	6.7%	(71.2%)	(15.2%)	(13.6%)

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は 5,696 人で、うち 18 歳未満は 69 人、18 歳以上は 5,627 人となっています。

障がい種別では、肢体障がい が 3,359 人（全体の 59.0%）で最も多く、次に内部障がいの 1,602 人（同 28.1%）が多くなっています。

等級別では、1 級所持者が 1,758 人で最も多く、次に 4 級所持者が 1,495 人、3 級所持者が 932 人となっています。1 級、2 級の重度の所持者の割合は 45% と高い割合になっています。

身体障害者手帳所持者の状況 (平成 28 年度末現在の人数)

障がい種別	年齢区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	合計
視覚障がい	18 歳未満	1	0	0	1	0	0	2	269
	18 歳以上	97	74	16	26	32	22	267	
聴覚障がい	18 歳未満	1	8	0	1	0	3	13	415
	18 歳以上	12	79	43	183	2	83	402	
言語障がい	18 歳未満	0	0	0	0			0	51
	18 歳以上	0	5	27	19			51	
肢体障がい	18 歳未満	24	8	3	7	1	3	46	3,359
	18 歳以上	413	627	733	983	419	138	3,313	
内部障がい	18 歳未満	5	0	1	2			8	1,602
	18 歳以上	1,205	7	109	273			1,594	
計	18 歳未満	31	16	4	11	1	6	69	5,696
	18 歳以上	1,727	792	928	1,484	453	243	5,627	
	合計	1,758	808	932	1,495	454	249	5,696	

(2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、1,216人で、うち18歳未満は357人、18歳以上は859人となっています。

障がい程度では、A判定（重度）は390人（全体の32.1%）、B判定（中・軽度）は826人（同67.9%）となっています。

療育手帳所持者の状況（平成28年度末現在の人数）

年齢区分	A判定	B判定	合計
18歳未満	77	280	357
18歳以上	313	546	859
合計	390	826	1,216

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳交付者数は1,092人で、うち1級（重度）は107人（全体の9.8%）、2級（中度）は741人（同67.9%）、3級（軽度）は244人（同22.3%）となっています。

なお、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者数は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人で、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けた人を含めた数です。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（平成28年度末現在の人数）

1級	2級	3級	合計	自立支援医療（精神） 受給者証交付者
107	741	244	1,092	1,906

① 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む）」と規定されました。

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境により症状が違っているため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

② 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳血管疾患などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいとは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(4) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成23年8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により「障害者」の定義にも、難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

2 サービスの提供体制の現状

訪問系…………… 居宅介護、重度訪問介護で増加

日中活動系…………… 生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）で増加

居住系…………… 共同生活援助（グループホーム）で増加

相談支援…………… 計画相談支援で増加

障害児通所支援等、放課後等デイサービスが大きく増加し、障害児相談支援で増加

	サービス種別	事業所数		利用定員数	
		平成 26 年度末	平成 28 年度末	平成 26 年度末	平成 28 年度末
訪問系	居宅介護	32	33	—	—
	重度訪問介護	32	33	—	—
	同行援護	9	9	—	—
	行動援護	3	3	—	—
日中活動系	生活介護	13	17	382	452
	自立訓練（生活訓練）	1	1	8	8
	就労移行支援	2	3	16	36
	就労継続支援（A型）	9	9	185	185
	就労継続支援（B型）	11	13	194	234
	短期入所	6	6	19	19
居住系	共同生活援助	12	13	392	402
	施設入所支援	5	5	213	213
相談支援	計画相談支援	10	13	—	—
	地域移行支援	5	5	—	—
	地域定着支援	5	5	—	—
障害児通所支援等	児童発達支援	2	2	85	85
	放課後等デイサービス	7	14	65	140
	障害児相談支援	10	12	—	—

※平成 28 年度末において、市内の事業所でサービスを提供しているものについて記載